

大牟田市

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』

(以下【建設リサイクル法】という)

届出書の手引き

目次

1	対象となる工事	P1
2	届出書の提出の前に	P1
3	届出に必要な書類等	P3
4	届出書等の提出部数	P3
5	届出書の記載事項（発注者又は自主施工者の氏名・転居先）	P3
6	代理者の届出等の場合	P4
7	変更届出	P4
8	変更命令	P4
9	工事途中における届出	P4
10	届出工事の取り止め等	P4
11	届出書の届出日等	P5
12	届出書等の提出等	P5
13	届出書等の受理日等	P5
14	分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材	P5
●	建設リサイクル法HPの案内	P6

1 対象となる工事

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80 m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500 m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額 ※3	1 億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額 ※3	500 万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

2 届出書の提出の前に

届出書を提出する前に、以下の内容を確認してください。

- ① 対象建設工事の契約は、お済みですか。

【対象建設工事の工事の契約前に、届出を提出してもいいのか？】

届出書には、対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載することとなっているが、契約を締結していない段階では元請業者は存在しないので、元請業者について記載することができない。

このため、工事の契約前に、届出書を提出することができない。

国土交通省【建設サイクル法質疑応答集】Q43

- ② 請負業者は適正な工事業許可等を受けていますか。

解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条第1項

- ③ 法第12条の説明を行っていますか。

【法第12条に基づく説明は、いつすればいいのか？】

法第12条第1項では「対象建設工事を発注しようとする者」に対し、「直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」から説明することとなっており、契約前に説明することが求められている。

国土交通省【建設サイクル法質疑応答集】Q62

発注者と元請業者の契約に際し、契約書の中に建設業法で定められた事項のほか、分別解体の方法、解体工事に要する費用等を明記することで、両者が分別解体等及び再資源化に関して適正な費用を負担する意識をしっかりと共有することを求めています。

(対象建設工事の請負契約にかかる書面の記載事項)

第13条 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

《分別解体等省令》

(対象建設工事の請負契約にかかる書面の記載事項)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

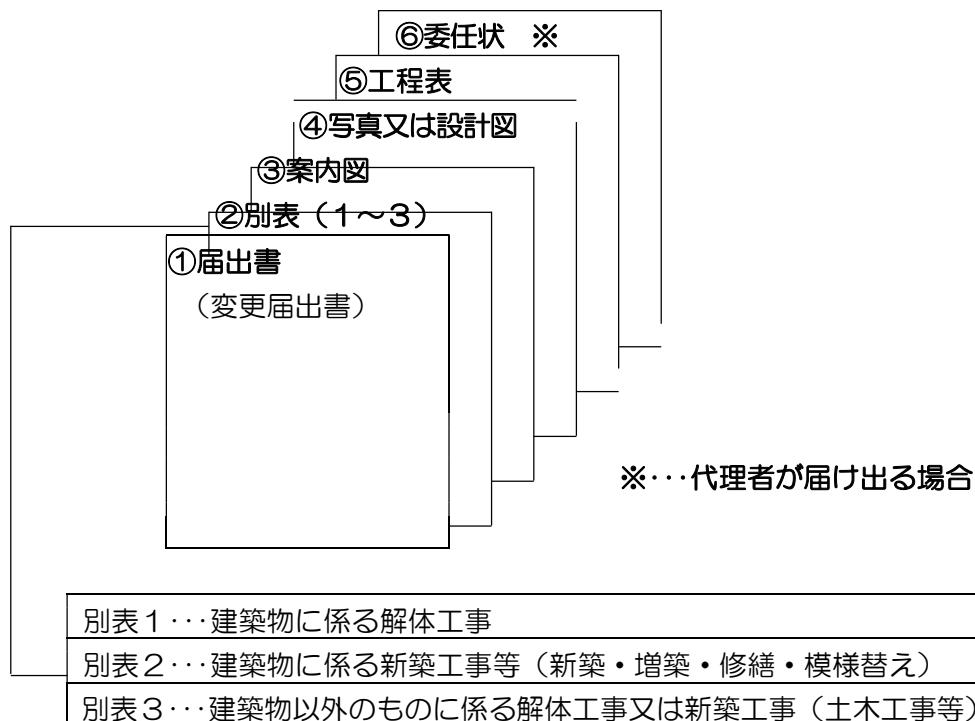
（以下省略）

【建設工事に係る資材の再資源化に関する法律】

3 届出に必要な書類等

- ① 届出書（変更届出書）
- ② 別 表（1～3のいずれか1枚）
- ③ 案内図（住宅地図等）
- ④ 解体工事の場合はカラー写真（外観写真2面）、その他は設計図（配置図、平面図、立面図）
- ⑤ 工程表
- ⑥ 委任状（代理者が届け出る場合）

書類は原則A4サイズです。また、A4サイズ以外の書類は、A4サイズ折りとして下さい。



4 届出書等の提出部数

大牟田市の場合は、届出書等の提出部数は、原則として2部です。

控えが必要な場合には、3部提出して頂きますと、受付印を押した届出書等1部を返却します。

発注者又は自主施工者の本人若しくは代理者又は代行者は、これを保管するよう努めて下さい。

大牟田市が受理した届出書類は、原則として、コピーはお渡できません。

5 届出書の記載事項（発注者又は自主施工者の氏名・転居先）

① 氏 名

発注者又は自主施工者の氏名の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号、名称又は代表者の氏名の記名をし、カタカナで振り仮名を付けて下さい。

② 転居先の記載

届出書提出後に転居する場合は、転居先の住所、郵便番号、電話番号を余白に併記して下さい。

6 代理人の届出等の場合

代理人が届け出る場合は、委任状の提出が必要です。委任状の様式は任意としますが、添付の様式を標準として下さい。

7 変更届出

変更届出は、対象建設工事の着手前に限って届出事項に変更がある場合又は変更命令により変更届出が必要な場合に行うものです。この場合、法第10条第2項により、変更届出書は、その工事に係る工事に着手する日の7日前までに行わなければなりません。

対象建設工事の着手後に届出事項を変更する場合については、変更届出を行う必要はありませんが、法第9条第1項に定める分別解体等の実施義務を遵守するとともに、施行規則第2条に定める分別解体等に関する基準に従い、適正な分別解体等を行う必要があります。

8 変更命令

法第10条第3項により、受理した届出に係る分別解体等の計画が施行規則第2条で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更、その他必要な措置を命じことがあります。

9 工事途中における届出

対象建設工事でない工事が工事変更等により対象建設工事となった場合は、速やかに届出を行う必要があります。

10 届出工事の取り止め等

届出書の受理後、発注者が当該対象建設工事を取り止める場合は、建設工事取止届の提出が必要です。また、届出の受理後、当該工事が対象建設工事でないことが判明した場合は、報告書の提出が必要です。

1 1 届出書の届出日等

法第10条第1項に基づき、工事に着手する日の7日前までに届け出ることが必要です。

(例)

	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15
届出	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
				届出日							着手日
					工事に着手する日の7日前まで						
変更命令				受理日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後
					届出を受理した日から7日以内に限る						→

この7日間には、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を含むものとする。

【届出は工事着手の7日前までとあるが、工事着手とは、どの時点をさすのか?】

実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は、仮設工事を始める日）である。

現場での除草などの準備工事については、工事着手に含まなくてもよい。

また、工事着手の日は、契約書に記載されている工期どおりでなくても差し支えない。

国土交通省【建設サイル法質疑応答集】Q44

1 2 届出書等の提出等

企業局4階の都市整備部建築住宅課に、届出書（原則として2部。控えが必要な場合には、3部。）を提出して下さい。控えが必要な場合は受付印を押印して1部返却します。

1 3 届出書等の受理日等

届出書等の受理日は、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を除く平日となります。

また、受理時間は8:30～12:00及び13:00～17:00となっています。

1 4 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC 版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材

コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し形成版)	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(MDF)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

● 建設リサイクル法HPの案内

その他、建設リサイクル法の案内については、国土交通省のHP（ホームページ）をご覧下さい。

【国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>】

【大牟田市「建設リサイクル法について」

http://www.city.omuta.lg.jp/kpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=512&class_set_id=1&class_id=91】

● 届出に関する問い合わせ

【分別解体等にすること】

都市整備部建築住宅課

大牟田市有明町2丁目3番地 企業局4階

tel 0944-41-2797

【再資源化等にすること】

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課

福岡県八女市本村25 八女分庁舎

tel 0943-22-6964

